

登録政治資金監査人証票の亡失の公告について（案）

平成 2 1 年 3 月 1 9 日

政治資金適正化委員会決定

政治資金適正化委員会は、政治資金規正法施行規則第 1 4 条の 7 第 1 項の規定に基づき登録政治資金監査人から登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったときは、遅滞なく、その旨を、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公告することとする。